

※ 保存期間30年(令和14年12月31日まで)

○高齢者講習事務処理要領の制定について(通達)

(平成14年5月30日徳免甲第159号)

改正 平成29年3月10日徳免第142号・徳生企第38号・徳交企第79号・徳交規第135号・徳交指第56号

令和4年5月11日徳免第273号・徳交企第123号

各部課長

各警察署長

この度、道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部が改正され本年6月1日から施行されることに伴い、従来75歳以上の運転免許保有者を対象として実施していた高齢者講習が、70歳以上の者を対象として実施されることとなった。

このことに伴い、次のとおり高齢者講習事務処理要領を定め、前同日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、高齢者講習事務処理要領の制定について(平成10年9月22日徳免甲第346号)は廃止する。

## 記

### 高齢者講習事務処理要領

#### 第1 目的

この要領は、署における高齢者講習に係る事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 署における事務

##### 1 関係書類の受理

高齢者講習の受講者は、講習手数料を徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)第28条第1項第1号クに規定する高齢者講習受講申出書に徳島県収入証紙(以下「証紙」という。)を貼付して、高齢者講習を受講する委託契約を結んだ指定自動車教習所(以下「契約教習所」という。)に提出し、契約教習所は、当該委託契約に基づき講習を実施した日に高齢者講習実施状況報告書(2部)とともに、講習手数料相当額の証紙を貼付した高齢者講習受講申出書を署長に提出することとなるので、これを受理すること。

この場合において、署長は、受理した当該報告書の1部に高齢者講習実施状況報告書等送付書(別記様式)を添えてを特殊文書扱いとして、特殊通送により速やかに運転免許課長に送付するものとする。

##### 2 関係書類の点検等

署長は、関係書類を受理したときは、手数料過不足の有無等必要事項を点検し処理の適正を期すること。

なお、証紙の収納に当たっては、徳島県収入証紙条例施行規則(昭和39年徳島県規則第24号)第4条の規定に基づいて処理すること。

##### 3 関係書類の整理保存等

(1) 高齢者講習受講申出書は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第48条第1項に規定する期間(年度経過後5年)保存し、期間経過後は、廃棄すること。

(2) その他の提出書類の保存期間は1年とし、期間経過後は、廃棄すること。

#### 4 報告

署長は、高齢者講習に係る手数料を毎月計上し、翌月の10日までに、高齢者講習の実施状況及び収入証紙の収納状況を、運転免許課長に報告すること。

### 第3 事務処理上の留意事項

#### 1 未受講の更新申請者に対する取扱い

(1) 署の窓口において、高齢者講習を受講していない者(以下「高齢者講習未受講者」という。)から免許の更新の申請があったときは、次に掲げる内容を教示して高齢者講習の受講を促すものとする。

ア 免許の更新の申請は、事前に高齢者講習を受講した後、高齢者講習終了証明書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第17項に規定する高齢者講習終了証明書をいう。)を添えて行わなければならないこと。

イ アの申請は、免許の更新期間が満了する前に行わなければならないこと。

(2) 高齢者講習未受講者から、免許の更新期間内に高齢者講習の受講ができない等の相談があった場合は、徳島県運転免許センターに連絡して指示を受けるよう案内するものとする。この場合においては、高齢者講習未受講者本人から連絡するよう依頼するものとする。

#### 2 その他

(1) 講習を機会として、更新の意思のある者に対して、その意思に反して、申請による免許の取消し(法第104条の4)に導くことのないよう留意すること。

(2) 高齢者講習は、受講者が希望する契約教習所を選択し、予約制により実施することとされているので留意すること。

附 則(平成29年3月10日徳免第142号・徳生企第38号・徳交企第79号・徳交規第135号・徳交指第56号)

附 則(令和4年5月11日徳免第273号・徳交企第123号)

※ 様式省略